

# 寝屋川リトルシニア野球協会会則

## 第1条 名称及び所在地

本会は寝屋川リトルシニア野球協会と称し、寝屋川市内に本部を置く。

## 第2条 構成

1. 本会は、寝屋川リトルシニアチーム(以下「チーム」という。)をもって構成する。
2. チームは、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会関西連盟(以下「上部所属団体」という。)に所属する。

## 第3条 目的

本会は野球を愛好する中学生に、野球を正しく指導し、その体力向上とスポーツ精神を養い、チームワークを通じて団体生活の協調を知り、判断力を高め、規則正しい明朗な社会人を養成することを目的とする。

## 第4条 組織

1. 本会には、チームのほか、本部、事務局、保護者会をもって組織する。
2. チームには、指導者による指導部を置き、選手会員の指導・育成を行う。

## 第5条 会員

1. 本会所定の入会申込書により入会手続きを経た中学生は、本会の選手会員として入会する。
2. 選手会員の保護者は、保護者会員として選手会員と同時に入会するものとする。
3. 選手会員1名につき保護者会員1名以上が入会するものとする。ただし、兄弟姉妹が選手会員として入会している場合は、この限りではない。
4. 選手会員及び保護者会員は、上部所属団体が指定する傷害保険に加入しなければならない。
5. 選手会員は、他の類似団体に加盟してはならない。
6. 選手会員は、以下の区分に分けられる。  
(A) (B)又は(C)に該当しない者。  
(B) 兄弟姉妹が本会の選手会員である者。  
(C) ひとり親世帯の者。
7. 選手会員は、中学3年時の9月1日より卒団までの間、本会の特別選手会員となる。

## 第6条 入会、休会、及び退会

1. 本会則に同意し、所定の入会申込書に必要事項を記入して入会を申し込み、入会金を納入することで、本会に入会することができる。
2. 本会は、前項の手続きにより入会申し込みが行われ、入会金が納入された場合には、原則として入会を認めなければならない。
3. 入会後に諸般の事由により選手会員としての活動を続けることが困難な場合は、選手会員は休会をすることができる。
4. 休会中の選手会員の保護者は、休会期間中は保護者会員として休会扱いとすることができる。
5. 選手会員は、入会後に諸般の事由により退会することができる。退会する場合は、指導部長に退会する旨を報告するとともに、退会届を提出しなければならない。
6. 第18条3項に定める会費を3カ月以上滞納した場合は、退会させることができる。
7. 選手会員が退会した場合は、その保護者も保護者会員として退会しなければならない。ただし、退会する選手会員の兄弟姉妹が入会を継続する場合は、この限りではない。
8. 退会した場合であっても、第1項の手続きにより再度入会することができる。再入会の場合は、入会金の納入は免除する。
9. 中学校を卒業した選手会員は、退会しなければならない。この場合、退会届の提出は免除する。

## 第7条 活動

1. 本会は第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。
  - (1) 上部所属団体の主催する行事に参加する。
  - (2) 他チーム等との練習及び親善試合を行う。
  - (3) その他、チーム及び会員のための活動を行う。
2. 本会の会員及び役員は、第3条の目的に反する活動、及び本会の運営に支障が生じる可能性のある活動は、行ってはならない。
3. 本会は、チームの練習又は試合の間、又は会員が本会活動のために自宅等から活動場所へ移動する間で、負傷または疾病を受けた場合、応急処置を施すが、それ以上の責は負わない。

## 第8条 事業年度

本会の事業年度は毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

## 第9条 役員

1. 本会には、以下の役員を置く。
  - (1) 本部役員
    - i) 会長 1名
    - ii) 副会長 1名以上
    - iii) 審判長 1名
  - (2) チーム役員
    - i) チーム指導部長 1名
  - (3) 事務局
    - i) 事務局長 1名
    - ii) 会計 1名
    - iii) 会計監事 1名
  - (4) 保護者会
    - i) 保護者会長 1名
    - ii) 婦人部長 1名
2. 会長は、役員会での選考審議を経て議決され、総会により任命される。
3. 会長は、本部役員、チーム役員、事務局役員を任命することができる。会長は役員任命を総会に報告しなければならない。
4. 会長は、名誉役員を置くことができる。ただし、名誉役員は本会の運営に関する事項の決定権を有しないものとする。

## 第10条 役員の仕事

1. 会長は、本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその仕事を代行する。
3. 審判長は、本会主催大会の試合審判を統括するとともに、必要に応じてチームの参加する試合や大会における審判仕事を遂行する。
4. チーム指導部長は、監督としてチームの指揮を執るとともに、選手会員の技能向上及び精神鍛錬の指導を統括する。
5. 事務局長は、事務局業務を統括するとともに、保護者会員と役員及びチーム指導部との協力を図る。
6. 会計は、すべての収入支出を記録し、その結果を総会に報告する。
7. 会計監事は、会計監査を行い、その結果を総会に報告する。
8. 保護者会長は、保護者会員の代表として保護者会をまとめるとともに、チーム行事等の準備及び運営を統括する。
9. 婦人部長は、保護者会長と協力してチーム各種行事の準備及び運営を支援する。
10. 各役員は、それぞれの仕事のほか、役員会の議決に基づいた会務を執行する。

第 11 条 役員任期及び解任

1. 各役員任期は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。ただし再任は妨げない。
2. 任期途中から就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員が任期中に本会の名誉を棄損し、または第 3 条の目的に反する行為及び行動が認められる場合は、役員会の議決により解任することができる。

第 12 条 総会

1. 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 総会は、第 8 条に定める全役員及び全保護者会員をもって構成する。ただし、保護者会員は選手会員の家庭一につき一議決権とする。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会の議長は、その総会において出席した構成者の中から選出する。
5. 通常総会は、毎年事業年度末に開催する。
6. 臨時総会は、役員会の議決により必要と認められた場合に開催する。
7. 総会は、構成者議決権総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。委任状を提出した構成者は、出席したものとみなす。
8. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
9. 総会の付議事項は、次のとおりとする。
  - i) 事業報告及び会計報告
  - ii) 会計監査報告
  - iii) 役員任務の報告
  - iv) 会長の任命
  - v) 役員任命報告
  - vi) 事業計画及び予算案
  - vii) その他事項

第 13 条 役員会

1. 役員会は、会長、副会長、事務局長、チーム指導部長、保護者会長、婦人部長をもって構成する。
2. 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。
3. 会長は、必要に応じて、役員会構成員以外の役員を役員会に参加させることができる。この場合であっても、役員会の定足数は第 5 項によることとする。ただし、議決については、第 6 項の規定を準用する。
4. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
5. 役員会は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。委任状を提出した構成員は、出席したものとみなす。
6. 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
7. 役員会の付議事項は、次の通りとする。
  - i) 総会に付議すべき事項
  - ii) 会長の選考審議
  - iii) 役員任務に関する事項
  - iv) 役員解任に関する事項
  - v) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 14 条 チーム指導部会

1. 指導部会は、指導部長（監督）及び指導者（コーチ）をもって構成する。
2. 指導部会は、選手会員の育成、指導方針などについて話し合うとともに、技術の交流と研鑽を図る。

## 第 15 条 事務局

1. 事務局は、事務局長が統括する。
2. 事務局は、上部所属団体及び他リーグとの協調、内外の事務処理を行う。
3. 事務局は、本会の円滑な運営、チームの活動調整等を行い、保護者会員と役員及びチーム指導部との協調を図る。

## 第 16 条 保護者会

1. 保護者会は、保護者会員をもって構成する。
2. 保護者会の代表として、保護者会員の中から保護者会長を選出する。保護者会長の任期は、第 11 条による。
3. 保護者会による活動を円滑に行うため、女性保護者会員の中から婦人部長を選出する。婦人部長の任期は第 11 条による。
4. その他本会の運営及びチームの活動のために必要がある場合には、保護者会において業務担当を決めることができる。
5. 保護者会は、本会の運営状況の確認、チームの指導方針の確認、及び試合結果の反省などのために、役員又はチーム指導部に説明を求めることができる。

## 第 17 条 会計

1. 本会の運営に要する経費は、会費、入会金、協力金、及びその他の収入をもって充てる。
2. 本会の会計年度は、第 8 条の事業年度と同じとする。
3. 本会の会費及び入会金は、以下の通りとする。

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| i) 選手会員(A)の会費        | 毎月 6,200 円      |
| ii) 選手会員(B)及び(C)の会費  | 毎月 3,050 円      |
| iii) 選手会員(A)の入会金     | 入会に当たり 12,000 円 |
| iv) 選手会員(B)及び(C)の入会金 | 入会に当たり 6,000 円  |
4. 前項に定めのない会費及び入会金、並びに協力金については、別に定める会計規定による。
5. 諸般の事情により会計規定を変更する場合は、保護者会長に諮ったうえで役員会の議決をもって行わなければならない。

## 第 18 条 反社会的勢力排除に関する誓約事項

本会は、中学生である選手会員の健全な育成を目的とするため、暴力団排除の社会的要請に鑑み、本会役員及び保護者会員は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないことを誓約しなければならない。また、本会役員及び保護者会員は、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしてはならない。

- (1) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (4) その他前各号に準ずる行為

## 第 19 条 会則の変更

本会則は、役員会の議決を経たうえで、総会において議決を得なければ、変更することができない。

付則 本会則は、1980 年 4 月 1 日から施行する。

本会則は、一部修正し、2022 年 4 月 1 日から施行する。